

第1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

1 南海トラフ地震対策行動計画作成の趣旨

南海トラフ地震対策行動計画は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランです。

この計画は、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づき作成するもので、「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」や「高知県強靱化計画」の実行計画となっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県ではこの大震災直後から従来の対策の見直しに着手し、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震化に対する支援の拡充などの対策を急ピッチで進めました。

また、平成24年に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、同年12月に、より精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成したほか、翌年には、高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

この想定と東日本大震災で得られた教訓を基に、対策の抜本強化と加速化を図るため、従来の計画を見直した「高知県南海トラフ地震対策行動計画（第2期 平成25年度～平成27年度）」（以下「第2期行動計画」という。）を策定し、避難路や避難場所、津波避難タワーの整備など、発災直後の「命を守る」対策を最優先に取り組んできました。

平成28年3月には、対策が進んだことで新たに見えてきた課題を反映した「南海トラフ地震対策行動計画（第3期 平成28年度～平成30年度）」（以下「第3期行動計画」という。）を策定し、特に重点的に推進していく対策として、住宅の耐震化をはじめ地域に支援物資等を届けるためのルート確保など、8つの重点課題を設定し、目標達成に向け特に加速化を図ってまいりました。

さらに第3期計画期間中に発生した「平成28年熊本地震」を受け、大きな揺れが繰り返すというさらに厳しい条件を想定し、すべての対策を確認しました。その結果、学校の体育館の非構造部材の耐震化や支援物資の輸送対策などを見直しました。

今回、第3期行動計画の対策を土台として、南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）が発表された場合の対応など新たな視点から各対策を見直した「南海トラフ地震対策行動計画（第4期 2019年度～2021年度）」（以下「第4期行動計画」という。）を作成しました。

第4期行動計画では、生活を守る対策として公共施設の耐震化やブロック塀対策、津波避難空間の整備を完了させます。また、道路啓開計画の実効性の確保や燃料確保対策の具体化、復興期を見据えた応急期機能配置計画の見直しなど、第3期までに策定した計画のバージョンアップを進めます。加えて、過去の大規模災害で多くの犠牲者が出ている要配慮者への支援対策の加速化や、臨時情報への対応、応急活動の実効性を高める

ための受援態勢の強化を重点的に進めてまいります。

2 南海トラフ地震対策の方向性

南海トラフ地震対策を進めるにあたっては、次の3つの方向性を持って取組を進めます。

(1) 幅を持たせた地震を想定し、対策を実施

東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。また、この大震災を踏まえ、国が公表した「最大クラスの地震・津波」の想定は、現時点の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いで起こり得る最大クラスの地震・津波を想定したものです。決して次に起こる地震・津波を予測したものではありませんが、南海トラフ地震対策に取り組む上では、こうしたことも起こり得るということを念頭に置かなければなりません。

何より尊い人命は、最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取組を進めます。また、避難所の確保や仮設住宅の供給体制など助かった命をつなぐための、応急、復旧・復興期の対策については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震・津波に対応できるよう取り組んでいきます。

(2) 「自助」「共助」「公助」が互いに連携し、県全体の防災力を向上

地震・津波対策においては、発災前の予防対策や発災直後の救助・救出活動を担う応急救助機関などの公助の役割は重要です。一方、阪神・淡路大震災以降、自助、共助を担う県民や事業者、自主防災組織、NPOなどの取組が大きな効果を発揮することが注目されるようになり、また、東日本大震災によってあらためてその重要性が認識されました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の皆様が住宅の耐震化や津波からの迅速な避難など自らの生命を自ら守る自助の取組や、地域での支え合いや助け合い等による共助の取組を進めていくことが特に重要です。そのため、行政としてもその取組をしっかりと支援するための対策を強化します。

このような取組を通じて、自助、共助、公助を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、県全体の防災力向上に取り組んでいきます。

(3) 多重的な対策を講じることによる早期の復旧・復興

東日本大震災では、設計上想定する規模を大幅に上回る地震・津波が発生したことにより、津波防波堤などのハード施設が破壊され、多くの命が奪われるなど甚大な被害が発生しました。この被害の中には、頑丈な施設を過信して避難が遅れたなどの事例もありました。その一方で、堤防がある程度持ちこたえたことで結果的に避難時間を稼ぐといった効果を発揮して、被害軽減につながった事例も見受けられました。

こうした事例から、地震・津波の被害を軽減させるハード整備を進めた上で、それを過信せず、ソフト対策をしっかりと組み合わせることが重要であるという教訓が得られました。

そのため、県では地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら多重的に対策を講じていきます。併せて、被災後、速やかに県民の生活を

再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組んでいきます。

3 計画の対象とする地震と被害想定

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね90年から150年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。また、南海トラフでは、南海地震だけではなく、東海地震や東南海地震なども発生します。その上、過去には何度もこの3つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けています。

昭和21年（1946年）に発生した昭和南海地震から73年が経過し、国から示された南海トラフ地震の発生確率[※]は、今後30年以内で70～80%となっています。

このように周期的に発生し、切迫度が高まってきている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震を特定することはできません。

このため、本県の南海トラフ地震対策は、対策に幅を持たせて万全を期していくために、規模の異なる2つの地震を想定し、取り組みます。

※『平成30年（2018年）1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値』

平成30年2月9日地震調査研究推進本部地震調査委員会

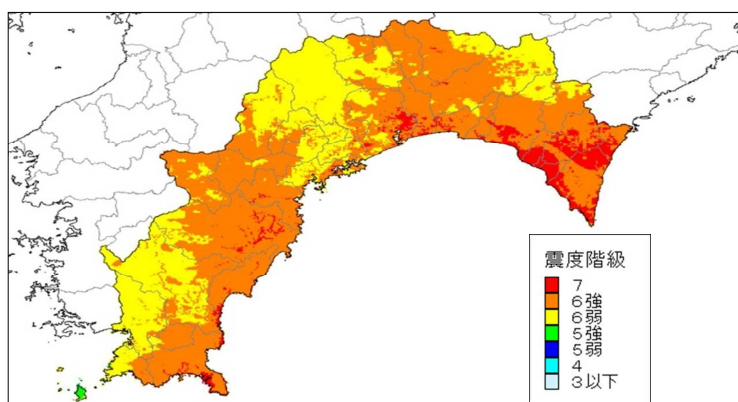
（1）発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波

東日本大震災の発災を受け、平成24年8月に国が公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映し、同年12月に、より精緻な震度分布と浸水予測を行っています（高知県版予測）。

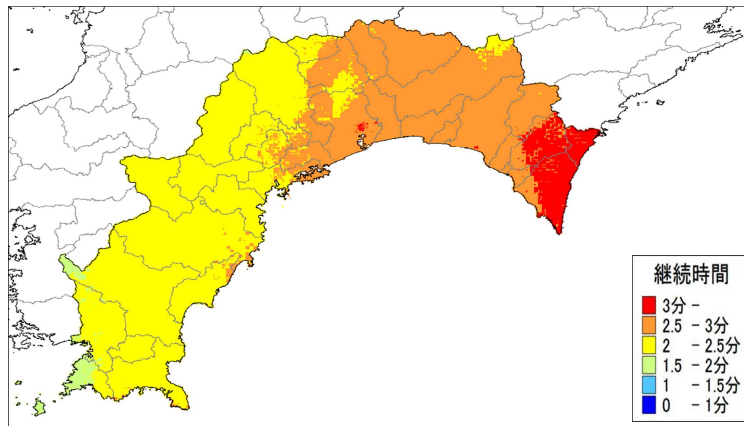
引き続き、県としては最大クラスの地震・津波は、高知県版予測を念頭に対策を進めます。

ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】震度7：26市町村、震度6強：8市町村

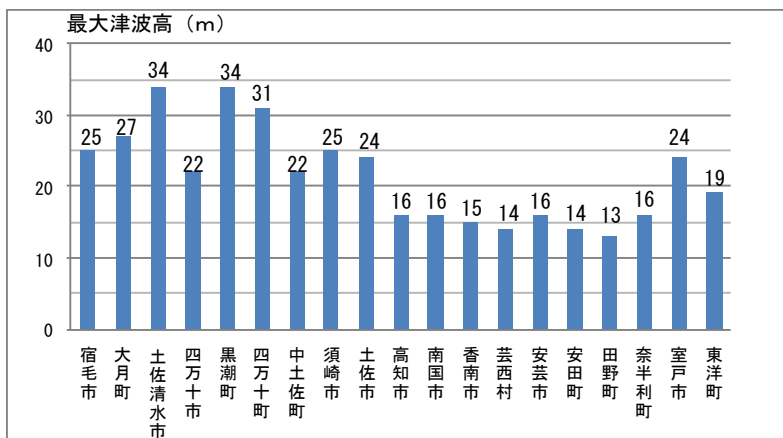


【地震継続時間】体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

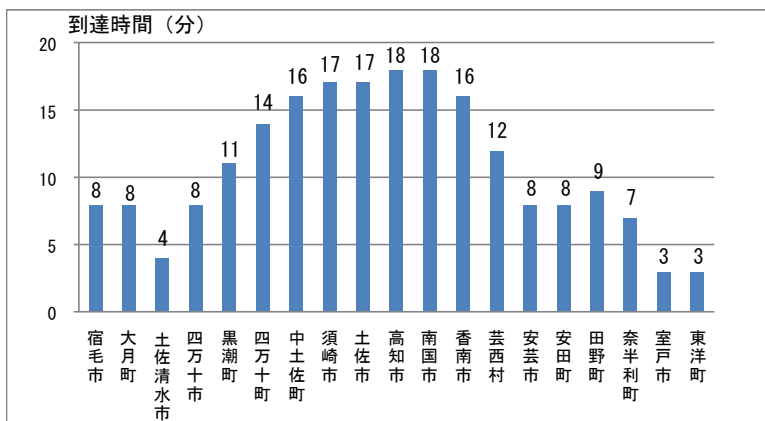


イ 津波・浸水の想定

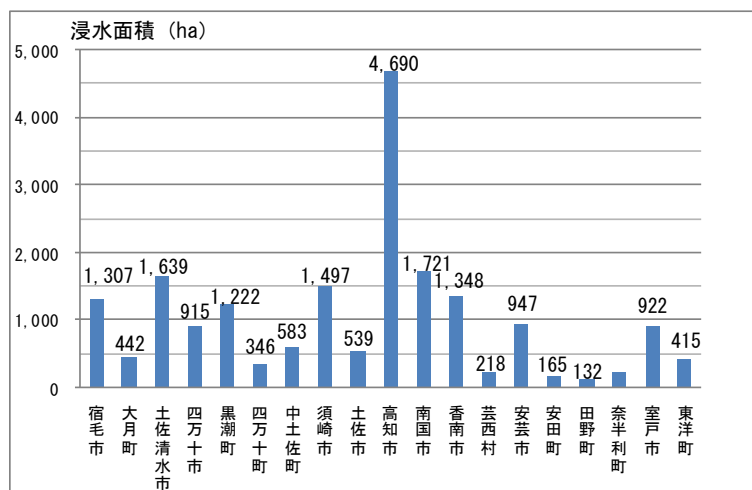
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高 1 m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 19,000ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

人的被害（死者数）が最大となるケースで想定

【地震・津波の設定】	
・揺れ：高知県の直下で強い揺れが発生するケース	
・津波：四国沖で大きな津波が発生するケース	
【時間・条件の設定】	
・時間帯	：冬深夜
・住宅の耐震化率	：74%
・津波から早期避難率	：20%

【死者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 5,200 人	約 110 人	約 500 人	約 36,000 人	若干数	約 42,000 人

【負傷者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 33,000 人	約 140 人	約 300 人	約 2,900 人	若干数	約 36,000 人

【避難者数】

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 280,000 人	約 243,000 人	約 127,000 人
避難所外	約 158,000 人	約 127,000 人	約 296,000 人
合計	約 438,000 人	約 370,000 人	約 423,000 人

【全壊建築物数】

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化によ る被害	津波による 建物被害	合計
約 80,000 棟	約 5,500 棟	約 710 棟	約 1,100 棟	約 66,000 棟	約 153,000 棟

【ライフライン被害数（被災直後）】

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 575,000 人	約 244,000 人	約 521,000 軒	約 217,000 回線	約 28,000 戸

(2) 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波

本県では、これまで地震・津波対策の基礎資料として、平成16年3月にとりまとめた南海地震が単独で発生した場合の地震・津波予測と被害想定である「第2次高知県地震対策基礎調査」の結果を用いてきました。

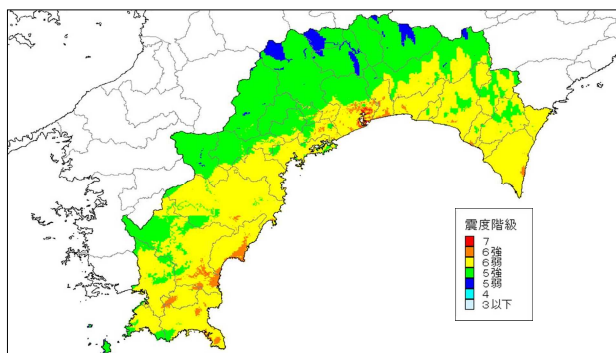
高知県版予測では、この地震・津波予測に最新の地形データや地盤の情報を反映し、再度試算を行いました。

引き続き、本県としては発生頻度の高い一定規模の地震・津波は、この予測を念頭に対策を進めます。

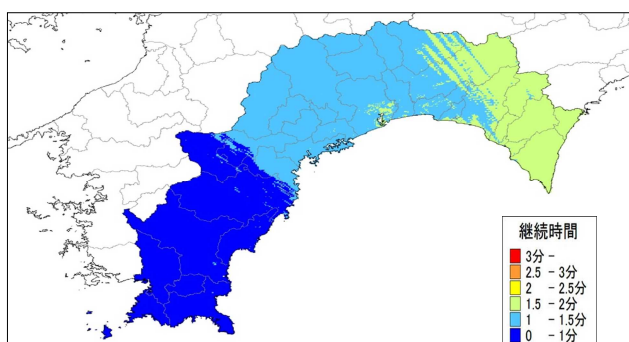
ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】

震度7：3市町、震度6強：15市町村、震度6弱：10市町村、震度5強：6町村

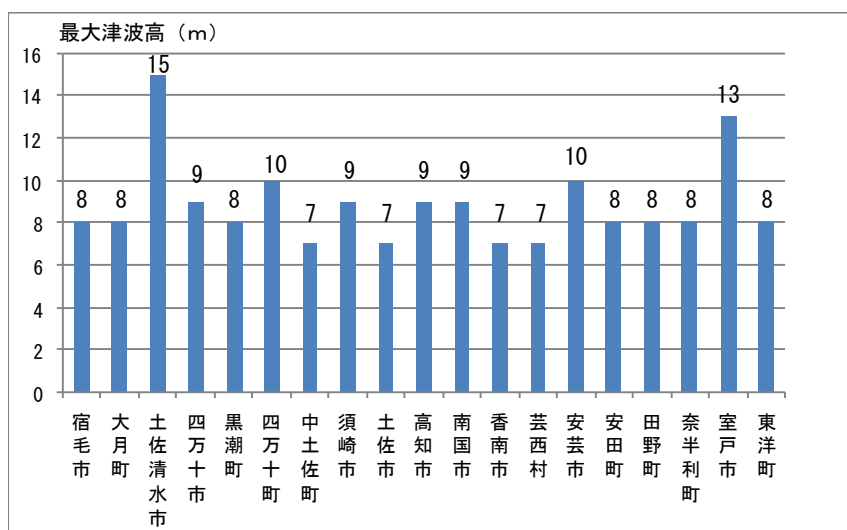


【地震継続時間】体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

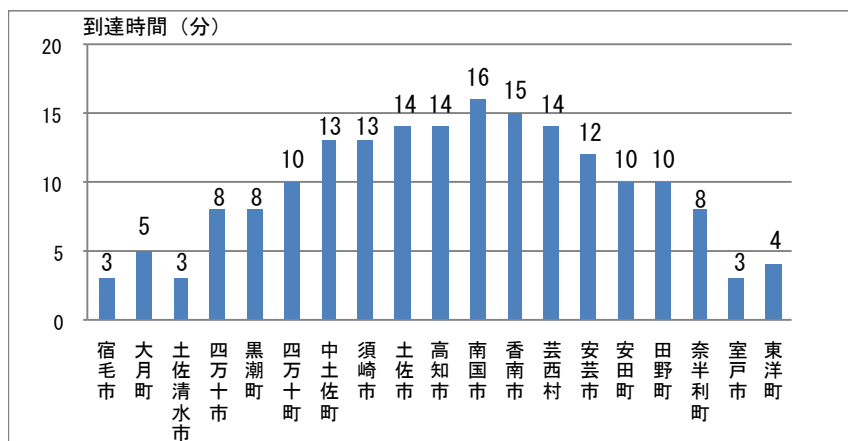


イ 津波・浸水の想定

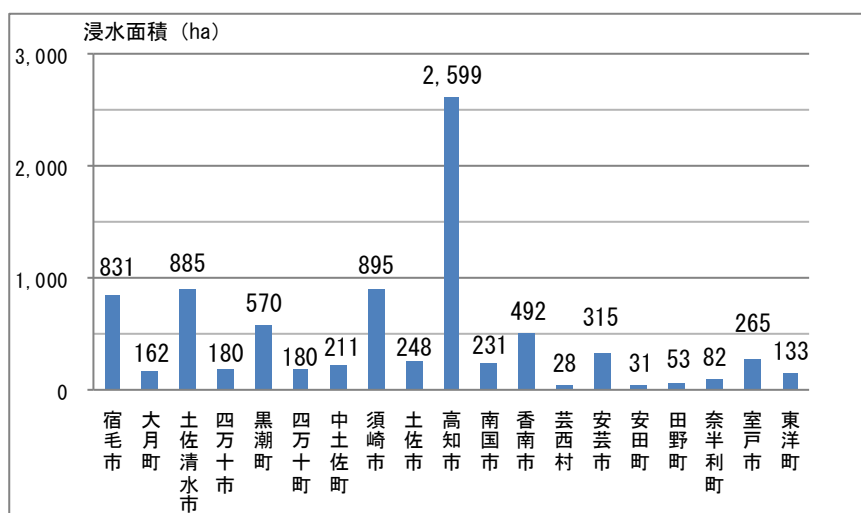
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高1m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 8,400ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

<p>【地震・津波の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れ：南海地震（M8.4 相当）を想定 ・津波：安政南海地震クラスの津波 <p>【時間・条件の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯：冬深夜 ・住宅の耐震化率：74%

【死者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 940 人	約 20 人	約 30 人	約 9,900 人	若干数	約 11,000 人

【負傷者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 12,000 人	約 30 人	約 90 人	約 2,000 人	若干数	約 14,000 人

【避難者数】

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 120,000 人	約 90,000 人	約 34,000 人
避難所外	約 65,000 人	約 56,000 人	約 79,000 人
合計	約 185,000 人	約 146,000 人	約 113,000 人

【全壊建築物数】

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 15,000 棟	約 3,000 棟	約 170 棟	約 1,100 棟	約 17,000 棟	約 36,000 棟

【ライフライン被害数（被災直後）】

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 439,000 人	約 234,000 人	約 360,000 軒	約 156,000 回線	約 40,000 戸

4 第3期行動計画の取組による減災効果

第3期行動計画では、第2期行動計画の成果と課題を踏まえ、「命を守る」対策を地域地域で徹底させるとともに、応急期における「命をつなぐ」対策をさらに掘り下げ、具体化し、「生活を立ち上げる」対策について、速やかな復旧・復興に向けた取組を進めてきました。その結果、地震対策の1丁目1番地である住宅の耐震化率は77%から82%に、避難場所や津波避難タワーなどの津波避難空間の整備率は94%から99%になりました。また、揺れが収まった後、津波から早期に避難する意識は約70%を維持することができました。

こうした取組を着実に進めてきたことで、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波に対して第3期行動計画策定当初に想定した死者数13,000人は約15%減少の11,000人にまで減らすことができました。

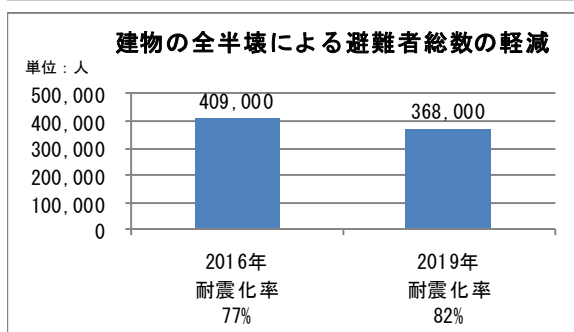
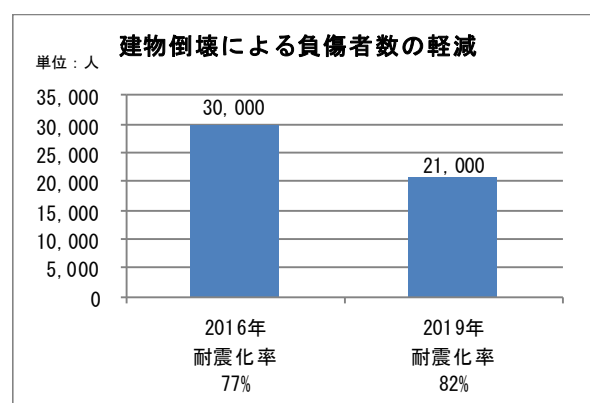
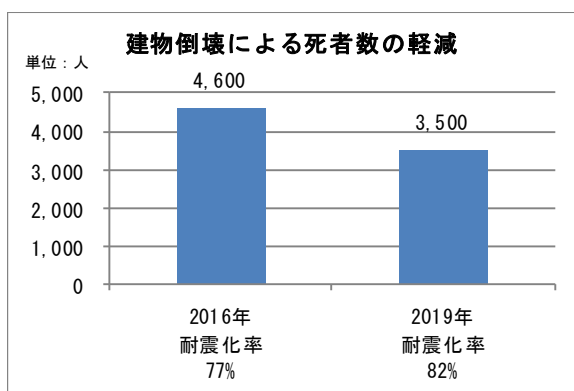
これは、東日本大震災後の第2期行動計画策定時に算出した想定死者数42,000人から、約74%減少しています。

【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

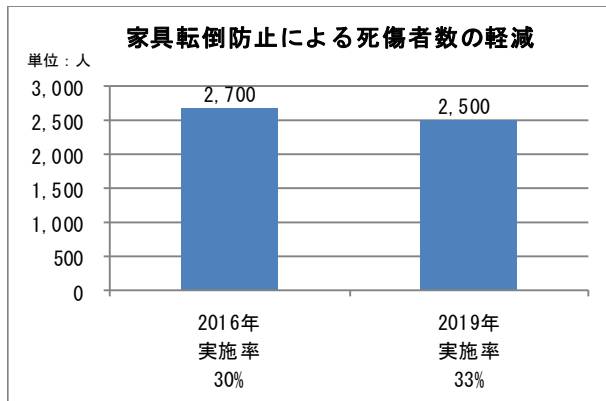
	2013年5月 (2005年国勢調査に基づき推計)	2016年3月 (2010年国勢調査に基づき推計)	2019年3月 (2015年国勢調査に基づき推計)
合計死者数	約42,000人	約13,000人	約11,000人
[住宅耐震化率]	74%	77%	82%
[津波早期避難意識率]	20%	70%	70%
[津波避難空間整備率]	26%	94%	99%

【取組による被害軽減効果】

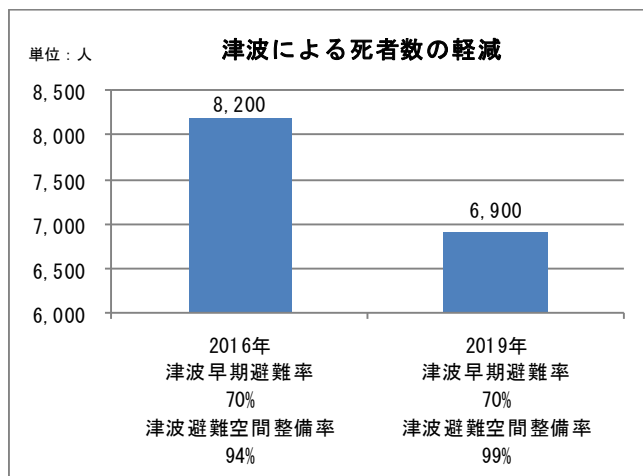
(1) 建物の耐震性の強化



(2) 家具等の転倒防止対策の強化



(3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



5 策定方針

第4期行動計画では、これまでの行動計画を土台として、より難易度の高い課題に正面から立ち向かうため、「命を守る」対策を徹底し、助かった「命をつなぐ」対策を幅広く展開します。また、「生活を立ちあげる」対策も着実に推進します。そのため、次の方針に基づき、計画の見直しを行いました。

- 第3期行動計画の各取組を総括し、明らかになった課題を反映
- 取組を数値化して定量的に分析し、目標値を再設定
- 対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、取組を検討

6 取組を検討するうえでの留意事項

行動計画では、地震発生後のタイムラインに沿って、「何が起こるか」という被災シナリオを想定し、地震・津波対策に抜け・漏れがないか確認を行いながら対策の洗い出しを行っています。

第4期行動計画では、「命を守る」対策から「生活を立ち上げる」対策まで、全てのステージにおいて要配慮者の視点から見直しを行うほか、発災前の臨時情報が発表された際の対応を盛り込むなど、これまで以上に多岐にわたり被害シナリオを想定することで、万全を期しています。

加えて、対策の多くは、個々の対策を個別に進めただけでは一連の対策群として十分に機能することができません。

例えば、物資を集積所から避難所に配送する取組に対して、避難所までの道路は通行できるのか、配送するトラックは手配できるのか、トラックの燃料は確保できているのか、そして避難所の受入体制は整っているのか、といった一連の対策群として取り組む必要があります。一連の対策が1つでも抜けると、物資を避難所に届けることができなくなります。

このように、様々な分野の対策を個々に進めるのではなく、取組が一連の流れの中でどのような役割を担い、どの取組に繋がっていくのかといった施策の連続性を意識したうえで、関連する対策と連携しながら進めなければ、目的とする効果が十分発揮できません。

さらに、県全体では、それぞれの対策が進められているため、一連の対策群として効果的に機能しているように見えても、地域単位で見ると対策に抜け・漏れがある場合や量的に不十分な場合には、その地域では対策群としての効果が達成できないということになります。

第4期行動計画では、これらを踏まえ、対策をより具体化させ、実効性を確保するため、特に次のことに留意し、取組を検討しました。

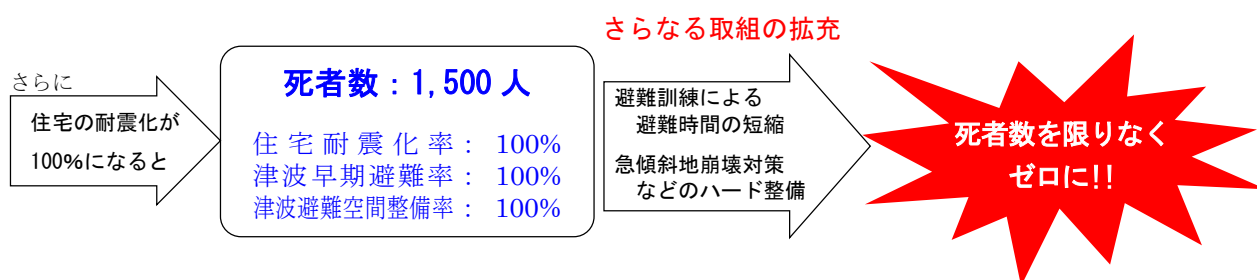
- 取組に抜け漏れがないように多岐にわたる被害シナリオを想定
- 一連の対策群として十分に機能させるため、施策の連続性を意識し取組を検討
また、地域地域で見た場合にも対策の抜け漏れがないかや量的に十分かを検討
- 取組目標が量的に十分か判断するため、計画期間中の目標だけでなく、最終達成目標及び達成予定年度を明記
- 訓練等により実効性の確保を徹底
- 過去の地震を教訓に、受援や燃料確保の取組を追加

7 減災目標

第4期行動計画は、想定死者数 11,000 人を基準として、住宅の耐震化率を 87%に、津波避難空間の整備率を 100%に、津波早期避難意識率を 100%にすることで、死者数を 47%減少させて 5,800 人まで減らすことを目指します。

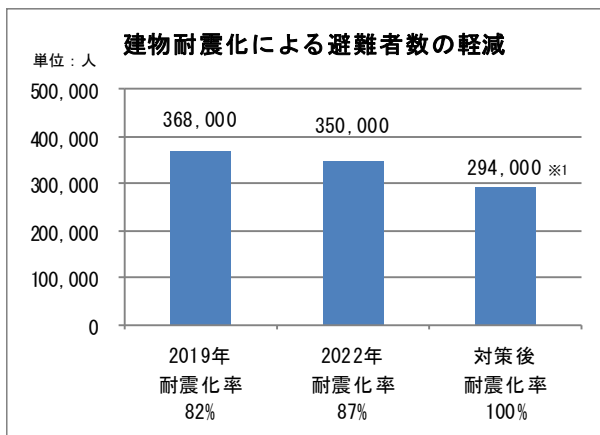
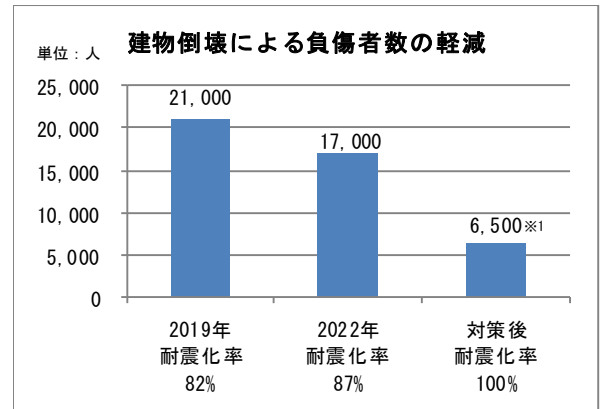
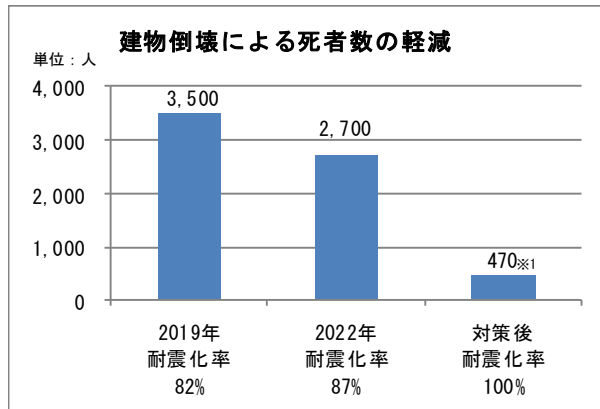
【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

	2019年3月 (2015年国勢調査に基づき推計)	2022年3月 (2015年国勢調査に基づき推計)
合計死者数	約 11,000 人	約 5,800 人
[住宅耐震化率]	82%	87%
[津波早期避難意識率]	70%	100%
[津波避難空間整備率]	99%	100%

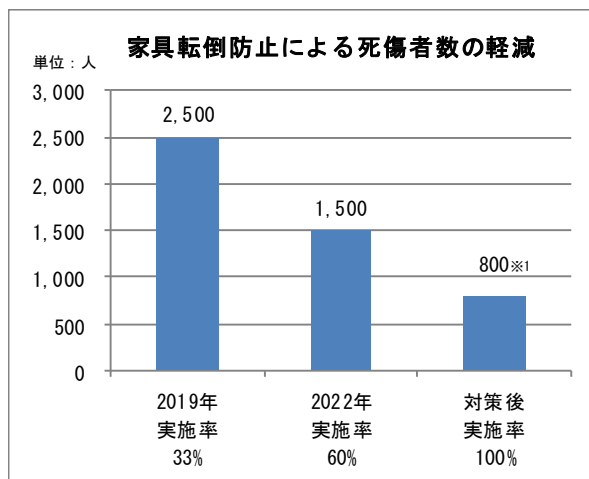


【取組による被害軽減効果】

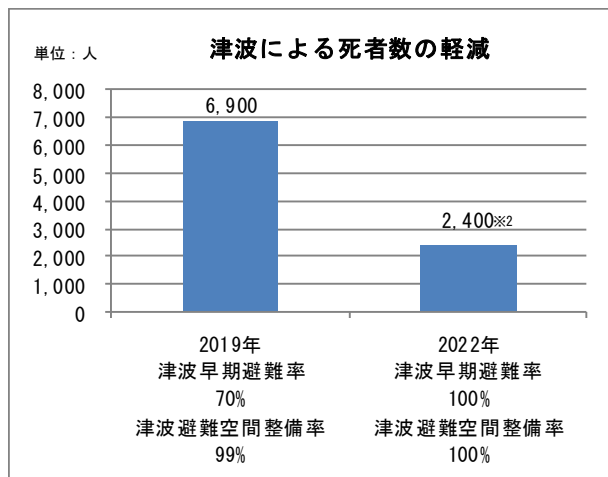
(1) 建物の耐震性の強化



(2) 家具等の転倒防止対策の強化



(3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



※1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波における被害を、2005年国勢調査に基づき推計

※2 倒壊した建物から脱出することができず、津波に巻き込まれる方がいるため、死者がゼロとならない

8 重点的に取り組む課題

第3期行動計画では、「住宅の耐震化の加速化」や「地域地域での津波避難対策の実効性の確保」、「応急期機能配置計画の策定」など、各取組の中でも特に積極的に推進していくべき8つの重点課題を設定し、取組の加速化を図ってきました。その結果、住宅の耐震改修件数が大きく伸び、津波避難空間が概成したほか、応急期機能配置計画や燃料確保計画、物資配送計画などの応急活動に必要な各種計画の策定が進むなど、地震対策は大きく前進しました。

これらの重点課題の中には、住宅の耐震化や医療救護体制の確立、高知市の長期浸水対策のように、第4期においてもスピードを緩めることなく取組を継続していく必要があるものや、津波避難対策の実効性の確保や応急期機能配置計画の策定のように、対策が進んだことにより次の段階に進むべきものがあります。

一方で、平成29年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が発生し、南海トラフ地震の発生確率が相対的に高まったと判断されたときに気象庁が発表する臨時情報について、どのような対応を行うかといった新たな課題が出てきたほか、過去の大規模災害時に多くの方が犠牲となっている要配慮者への支援対策の加速化、応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化も求められているところです。

このため、第4期行動計画においては、第3期行動計画の8つの重点課題を再編し、次の11の課題に重点的に取り組みます。

■「命を守る」対策

① 住宅の安全性の確保

～未耐震住宅はまだ数多く存在するため、取組を継続～

既存住宅の耐震化については、国の総合的な支援メニューの創設や低コスト工法の普及による所有者の負担軽減、戸別訪問の実施による啓発の強化などにより、第3期行動計画の目標を達成し、耐震化率は82%となりました。しかし、いまだに耐震化が必要な住宅は、数多く存在しており、引き続きこれまでの取組を継続していく必要があります。

また、県民の家具の固定対策については、テレビやラジオなど様々な媒体を通じて啓発を行いました。実施率は33%と伸び悩んでいるため、これまでの取組に加え、補助制度の充実や戸別訪問などの地域地域での取組の活性化が必要です。

② 地域地域での津波避難対策の充実

～避難対策の実効性の確保を徹底～

津波避難対策については、津波避難空間の整備が概成し、県内沿岸全域で避難経路の現地点検を実施しました。その結果、倒壊の恐れのある住宅やブロック塀などにより迅速な避難を妨げる危険性の高い避難路については、戸別訪問などにより所有者への啓発を強化するなどの、具体的な対策を講じる必要があります。他方、こうした取組を行っても地域の安全性が確保できない場合は、新たな避難空間の整備など追加的な対策の検討が必要となります。

③ 南海トラフ地震臨時情報への対応

～事前の情報を生かしきる対策を推進～

南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が相対的に高まった際に発表される臨時情報を生かし、適切な防災対応を行えば、多くの人命を守ることができます。

国は2018年度末に市町村や事業者等の各主体が具体的な防災対応を検討するためのガイドラインを公表し、その後、災害対策基本法に基づく防災基本計画や南海トラフ地震対策特別措置法に基づく基本計画が改定されることになっています。

こうした国の動きを受け、県や市町村、事業者などの各主体においては、自らの防災対応を見直し、臨時情報を生かすための計画を策定し、具体的に実行していくための仕組みづくりが必要となります。

加えて、防災対応の実効性を高めるためには、県民一人ひとりに臨時情報を正しく理解していただくための啓発や、適切な行動をとっていただくための訓練の実施が必要となります。

■「命をつなぐ」対策

④ 前方展開型による医療救護体制の確立

～医療資源は絶対的に不足するため、取組を強化～

発災後の負傷者数は、約36,000人が想定されており、医療ニーズが急増する中、医療機関や医療従事者の被災、ライフラインの断絶などにより医療の供給は急減します。加えて、道路などのインフラ被害により、負傷者の後方搬送や被災地外からの支援もすぐには望めないなど、発災直後は各地で医療資源の絶対的な不足が見込まれるため、引き続き、前方展開型の医療救護体制の確立に向けて、取組を強化していく必要があります。

⑤ 避難所の確保と運営体制の充実

～避難所確保を完了させ、運営体制を充実～

避難所については、これまでに約20万人分を確保しましたが、まだ約3万人分が不足しており、引き続き、学校の教室利用や地域集会所の耐震化、民間施設の活用などによる確保対策を進めていく必要があります。

また、地域の方々により避難所を開設し、運営していただくためのマニュアルの作成や運営訓練を踏まえた資機材等の整備は、着実に進んでいるものの、新たな避難所の指定が進んでいることや、一般の避難所に高齢者や障害のある方々を受け入れ、支援することが必要となることから、引き続き運営体制の整備・充実に向け取り組む必要があります。

特に、運営マニュアルについては、要配慮者への対応に加え、臨時情報が発表された際の運営方法を盛り込むなど、バージョンアップを重ねる必要があります。

⑥ 地域地域に支援を行き渡らせるための体制の強化

～被災者に迅速かつ確実に支援が届く体制の確立～

発災直後、できるだけ速やかに県内全域に救助や医療、物資などの支援を行き渡らせるためには、道路啓開が完了していること、支援に使用する車両やヘリコプターへの燃料が確保されていること、国・県・市町村を通じた物資配送体制が確立していることが必要です。

応急活動の前提となる道路については、重機や燃料の確保など道路啓開計画の実効性を向上させる必要があるほか、防災関係機関が啓開状況を共有できる仕組みを構築する必要があります。

燃料については、国からのプッシュ型支援が4日目以降の計画となっていることから、発災後3日分の応急活動車両やヘリコプター、自家発電設備への燃料を確保する必要があります。

物資配送については、県、市町村の物資配送拠点が決定し、県においては、物資配送計画の策定が完了したことから、今後は、市町村の物資配送計画の策定を支援することに加え、訓練により配送体制の実効性を高めていく必要があります。

⑦ 早期の復旧に向けた取組の強化

～迅速なくらしの再建に向けた取組の充実～

精神的・身体的な負担がかかる避難生活から1日も早く日常生活を再建するためには、住宅の確保、ライフラインの復旧、災害廃棄物の処理体制の確立が必要となります。

ライフラインの復旧については、電気・水道・通信などの事業者とライフラインの早期復旧のための協議会を設置し、復旧目標や事業者と行政機関との役割分担、病院や庁舎など優先復旧すべき重要施設の取り決めを行いました。引き続き、協議会を通じて重要施設の被災状況を共有するための仕組みづくりや訓練を実施し、早期復旧のための体制を強化する必要があります。

応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場などの応急期機能については、応急期機能配置計画を全市町村で作成し、市町村単独で不足する機能について、県内4圏域で広域調整を行いました。それでもなお、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場が大幅に不足していることから、民有地の活用など具体的な対応策を検討する必要があります。また、応急期機能配置計画については、地域における将来の復興まちづくりの視点を踏まえた見直しを行う必要があります。

⑧ 高知市の長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助・救出

～ハード対策を着実に進めるとともに、高知市と連携して救助救出対策を具体化～

高知市の長期浸水対策としては、三重防護の取組や排水機場の耐震化・耐水化などのハード対策を進めているほか、津波避難ビルの指定や備蓄・資機材整備などの対策を実施してきました。しかし、依然、長期浸水域内に6万人もの人が取り残されることが想定されており、要救助者を早期かつ安全に救出するための具体的な対策が必要です。

■ 共通課題

⑨ 要配慮者支援対策の加速化

～すべてのステージにおいて要配慮者支援対策を加速化～

過去の大規模地震災害では、高齢者や障害者のある方々が数多く犠牲となりました。こうした要配慮者は、震災時に揺れや津波で亡くなるだけでなく、長引く避難生活の中で体調を崩して犠牲になる方も多く見られます。

県では、これまでも、要配慮者が安全に避難するための個別計画の策定や福祉避難所の確保、透析患者や在宅酸素療法患者への支援などの災害時の要配慮者支援対策を実施してきましたが、要配慮者の安全を確保するためには十分とは言えません。そのため、要配慮者支援の取組を「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」のすべてのステージにおいて見直し、対策を加速化する必要があります。

⑩ 震災に強い人づくり ～県民への啓発の充実強化～

～県民一人ひとりの行動に訴える啓発～

テレビやラジオ、広報誌、パンフレット、起震車など、あらゆる手段を通じて南海トラフ地震対策の必要性について、県民への啓発を行ってきました。しかしながら、津波からの早期避難意識率は約70%で伸び悩んでいるほか、水や食料の3日分以上の備蓄率は約20%の低い水準にとどまっています。そのため、効果的な手段を検討しながら、引き続き県民への啓発を実施する必要があります。

また、地域防災力の要である自主防災組織については、組織率がすべての市町村で90%を超えるなど向上していますが、メンバーの高齢化などが進む中でも活動の活性化に向けた対策が必要です。

⑪ 応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化

～外部からの応援を効果的に受入れる態勢の確立～

過去の大規模災害では、消防や警察、自衛隊などの応援を受入れるにあたって、県や市町村の災害対策本部でそれぞれの活動を調整したり情報を共有する仕組みが整備されておらずスムーズに活動できない事例が見受けられました。また、調整窓口が定まっていなかったため、他県からの応援職員をスムーズに受け入れられないといった事例や、大量の物資を受入れることを想定した準備ができておらず避難所までスムーズに物資が行き渡らないという事例も多く見受けられました。

県では、これまでも、応急救助機関やDMATの受け入れ、物資配送、保健活動などについては受援計画等を策定し受援態勢の強化に努めてきましたが、医療支援チームの具体的な受入手順や、応急給水活動の調整など今後マニュアル策定等が必要な分野も残されています。

また、市町村においては、応急救助機関の受け入れや、活動調整の仕組み、物資配送のための計画などを定めているところは少なく、受援態勢整備のための支援が必要です。

外部からの応援を効果的に受け入れるためには、受援計画等をあらかじめ策定するとともに、訓練等による検証と見直しを重ねることで受援態勢を強化していく必要があります。

9 計画期間

2019年度から2021年度までの3年間を計画期間とします。

10 進捗管理

それぞれの対策について、南海トラフ地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進を図るため設置した「南海トラフ地震対策推進本部」の下に置いた「南海トラフ地震対策推進本部幹事会」において、定期的に進捗管理を行います。また、その進捗状況を踏まえ必要な対策を行動計画に追加していきます。

また、進捗管理を行うにあたっては、PDCAサイクルにより確認を行うことはもちろんのこと、「施策間のつながりを明確にする」、「取り組んでいく施策が定量的に十分かどうかを検証する」、「地域地域が置かれている実情に合わせて市町村や地域の皆様との連携協調を一層重視する」といった3つの視点を持って常に点検していきます。

さらに様々な課題を解決するためには、課題を定量的・定性的に分析し、数値指標を設定して、進捗管理を行っていく必要があります。計画期間中の目標どおりに進捗している取組であっても、最終的な目標値と比べて全く不足しているのであれば、加速化や新たな対応を検討しなければいけません。

そのため、第4期行動計画では、取組が必要な全体量を明らかにし、期間中の目標設定が適切なかを判断するため、計画期間以降の最終達成目標及び達成予定年度を可能な限り記載しています。

なお、各取組の中には、住宅の耐震化や避難所の確保など、定量的な分析に基づく数値目標を設定し、少しでも早く達成率100%を目指すべき取組もあれば、訓練など、同様の取組を毎年継続的に実施して行くことが求められており、目標達成率では表現できない取組もあります。

そのため、第4期行動計画では、次のとおり取組を3タイプに分け、タイプに合わせた進捗管理を実施していきます。

- ・タイプA：最終目標及び達成予定年度が設定できる取組
- ・タイプB：最終目標の設定はできるが、外的要素（国の補助金の内示率や県民の意識率など）により目標達成予定年度が予測できない取組
- ・タイプC：継続的に実施する取組であり、最終目標の設定ができない取組